

だいしや

NO. 499

2020年2月2日

発責 渡辺 一則

編責 編集委員会

安全・安定輸送の確保/働き続けられる職場環境を作ろう 第38回分会大会号

1月30日、利府コミュニティーセンターにて、第38回定期分会大会を開催しました。

大会は、規約である全組合員の2/3以上を上回る39名の出席があり大会成立が確認されました。

議長には3月で65歳を迎える森本さんを選出。長年の経験からの確かつスムーズな進行により、春闘の取り組みからJR会社はもとより、エルダー出向先に改善を求めていく事など今後の運動方針が確立されました。

社員代表選を通して国労の取り組みを広めよう

今大会では、エルダー提示のあり方やエルダー先の作業環境改善の課題について。所内異動と要員関係について。過半数代表選挙について。旅行券の使用終了についてなどの意見や質問が出されました。

それに対して、私たち国労が労働組合として会社に意見を言い続け改善させていくこと。春闘の一人一要求の取り組みと連動させながら取り組んでいくことと、今年も取り組まれる社員代表選挙を通じて国労の考えを訴え、職場改善に結び付けていく事を意思統一しました。



挨拶する分会長

仲間の発言から

- ◎どこの職場も退職者が出るので補充が必要になっている。若手を育てる事が急務だが、余裕を持った人員配置や補充になっていない。それにもかかわらず他科への異動がされた。
- ◎エルダー提示が会社の示した11月となっていない。1週間前の提示もあった。希望に添う提示を求めてほしい
- ◎JR TMの作業環境が悪い。雨漏れで作業場の異動を行ったが、作業者が配管までやらせられている。会社がやるのが当たり前ではないか。
- ◎1年前の実行計画であったコロ軸の作業場改修がようやく行われる。言い続けないと動かないことに疑問を感じる
- ◎過半数代表選挙が今年も行われる。国労も立候補の準備をしていくので、本体、エルダー出向先での取り組みを全体で行ってもらいたい。
- ◎旅行券が4月で使えなくなると言っているが、詳しいことが分からない。また、エルダー終了した先輩方も持っている人が多くいるがどうなるのか。



○今後の日程

- 2月 6日 塩釜地区春闘講座 (グランパレ)
- 2月 8日 東日本本部拡大委員会 (東京)
- 2月 9日 地本社員代表者学習会 (法華クラブ)
- 2月16日 仙台地方委員会 (法華クラブ)
- 3月 6日 東北総決起集会 (法華クラブ)
- 3月14日 原発いらない福島県大集会 (福島)



集約から

発言では一要求でも出されていたが、設備などのものについては、改修していく姿勢が見られている。エルダー提示や所内異動についても会社に話している所であり、支部・地本と連携を取りながら希望に添った提示がされるよう取り組んでいく。旅行券については、2月3日に交渉が行われるので、その中でも話していく。グループ会社の問題は、台車科にも話していくが、労働安全衛生委員会なども活用し、グループ会社で改善が図られるようにしていきたい。

春闘の行動は、今年は1日に集中することになったことから、昨年の2日間の参加数を目指していくので、ご協力願いたい。



議長を務めた森本さん

◎役員体制

執行委員長	渡辺 一則	J R T M	1年間よろしく願います	
副委員長	武田 幸喜	台車組		
書記長	井上 秋彦	輪軸1組		
執行委員	渡辺富士雄	台車組		伊藤 昇 輪軸2組
	荒海 正弘	大修組		玉手 健一 台車組
会計監査	武田 忠	J R T M		川口 弘明 J R T M
	田口 貞治	輪軸2組		小川 孝彦 輪軸1組
分会委員	佐藤勝成	吉田英樹		(輪軸1組)
	大信田章光	佐々木秀則		(輪軸2組)
	小木田力			(大修組)
	高橋 昭	大知里正	(台組)	
	大倉幸弘	伊藤 隆	(J R T M)	

社員代表選にむけて 働く環境を良くするために

1. 労使協定の意義等

労使協定は、過半数代表者と結ぶことにより、労基法などの規制を免れる効果を使用者に与えるものであり、法律違反として罰せられるものを労使協定を結ぶ事によって免罪する効果があります。

協定を結ばなければ使用者が出来ないことは、今では100項目以上ありますが、一番の基本は労働時間です。労基法では、1週40時間、1日8時間以上労働者を働かせてはならないとなっています(労基法32条)が、労使協定を代表者と結ぶことによって、協定で決めた時間まで働かせることが出来ます(労基法36条)。その他、賃金控除(労基法24条)や休憩の一斉付与(労基法34条)など労基法で定められたものを免罪するためには代表者と協定を結ばなければなりません。

2. 代表者の地位・役割

代表者が締結する労使協定は、事業場の全労働者に適用されるので、代表者は、全労働者の意見を把握し、尊重して使用者と交渉し、協定を締結するかしないかを定める事になります。

労使協定を締結するかしないかは労働者側の自由であり、代表者になったからといって、協定を結ぶ、結ばない事に対し使用者は代表者に対して不利益な取り扱いをしてはならない事も定められています。

また、労働安全衛生委員を労働者側から推薦することも代表者の役割です。そういう意味では、私たちの思いを使用者に伝えることも大きな役割となっています。例えば、現場の暖房問題など、安全衛生委員会の議題に正式に上げれば、改善を図らなければなりません。現場でお願いするよりもはるかに影響が大きく、代表者の役割は重要なのです。

